

第 2 期重点項目の実施状況に関する評価（案）

平成 20 年 11 月 27 日

「知的財産基本法の施行の状況及び今後の方針について」（平成 18 年 2 月知的財産戦略本部決定）において、第 2 期に特に重点的に知的財産政策を推進していくとされた項目（第 2 期重点項目）として掲げられた事項について、その実施状況を評価すると以下のとおり。

注：今回は資料 2 に関連する部分についてのみ抜粋して取り上げている。

第 2 期重点項目		第 2 期重点項目に対する主な取組	評価
i) 国際的な展開 世界特許システムの実現、諸外国に対する知的財産重視への働きかけ、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の実現、国際標準化活動の推進、国際公共政策に係る議論への参画など、グローバルな視点に立った知的財産戦略を展開する。	先進国間の特許法調和へ向けた議論を主導し、米国の先願主義移行を働きかけるなど、各国の特許制度と運用の調和に努め、世界特許システムの早期実現を目指す。	● 特許法の実体面についての調和を目指した「実体特許法条約」（SPLT）に関し、主要先進国は特許制度の調和に関する先進国会合を開催して検討を進め、2006 年 9 月、先願主義への統一を含む SPLT の骨子案をベースに、条約草案の作成を行うことにつき一致した。2007 年 9 月の先進国全体会合では、先願主義への移行グレースピリオドの拡大等が含まれる議長提案の項目リストについて議論し、各国間で一定の理解が得られたものの、一部項目につき意見の相違があり、更なる検討を進めることにつき一致した。 ● 2007 年 11 月の日米欧三極特許庁長官会合において、日米欧三極共通の出願様式について一致した。	第 2 期重点項目として指摘された取組は進められたが、未だ不十分。資料 2「2.（1）①国際知財システムの構築に向けた取組の強化」において今後の取組の方向性について検討。
	模倣品・海賊版が、経済問題のみならず、消費者の健康や安全を脅かす問題になっていることを踏まえ、関係各国、国際機関と協力し、模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期実現を目指す	● 2005 年 7 月の G8 グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉内閣総理大臣（当時）から模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の必要性を提唱。 ● 2007 年 10 月に日米欧等から協議開始の報道発表を実施し、2008 年 6 月からは条文案をベースとした交渉を開始した。2008 年 7 月の G8 北海道洞爺湖サミット首脳宣言に、本条約の実現に向けて交渉を加速化し同年末までの交渉完了を追求する旨が盛り込まれた。 ● 2008 年 6 月の条文案の議論開始以降、同年 11 月までに 3 回の公式協議が行われ、早期妥結に向けて議論をリードしている。	第 2 期重点項目として指摘された取組は進められたが、今後とも引き続き、早期妥結に向けた議論をリードしていくことが必要。資料 2「2.（2）①外国における対策」において今後の取組の方向性について検討。

	各在外公館において任命されている知的財産担当官の実務能力の向上を含め、知的財産権侵害に対し、在外公館が迅速かつ実効的な対応を採れるよう体制を強化する。	● 在外公館の知的財産担当官担当官の能力向上及びJ E T R O 現地事務所・現地企業との連携を深めるため、知的財産担当官会議を開催（2006年5月中国、2006年9月及び2007年6月韓国、2007年11月タイ（A S E A N 諸国及びインドを対象）、2008年3月中国）。	第2期重点項目として指摘された取組は進められたが、未だ不十分。資料2「2.（2）①外国における対策」において今後の取組の方向性について検討。
	国際的な議論の場において、途上国から知的財産制度自体への異論が提起されていることも踏まえ、国際公共政策に係る議論への参画など、相互理解と国際的なコンセンサスづくりに積極的に貢献する。	● W I P O、生物多様性条約、W T O、W H O等の国際会議に関係省庁で協議調整の上適切に対応。特に、遺伝資源に関する問題では、一つの解決策として日本のポジションペーパーを関係業界とも調整の上作成し、議論に貢献。 ● 2006年12月、遺伝資源や伝統的知識、フォークロア（民謡などの伝統的文化表現）の扱い、知的財産と公衆衛生の問題など、知財政策と他の様々な国際公共政策との関係について我が国として適切な対応が図ることができるよう、関係省庁で情報共有及び連絡調整を行う「知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議」を開催した。	第2期の重点項目として指摘された取組は進められたが、今後とも引き続き、W I P O等の国際的な議論に積極的に参画していくことが必要。
iv) 出願構造改革・特許審査の迅速化 国内出願偏重の出願構造を改め、国際的な特許取得戦略を推進するとともに、先行技術調査のための検索ツールの提供により質の高い特許出願を促す。また、特許審査の迅速化により、権利の早期確定による産業の安定した発展に貢献する。	ビジネスの国際化にかんがみ、海外への出願割合を増加させるなど、世界的視野に立った知的財産戦略を推進する。 優れた知的財産の創出や権利取得のために主要国の特許情報や科学情報が十分に活用されるよう先行技術調査を行うための効率的で安	● 業界団体や出願上位企業を中心に、特許庁と企業経営者や実務者等との間で意見交換が行われ、先行技術調査の充実による研究開発効率の向上や国際関連出願への重点化など権利の戦略的取得を促した。2007年度は延べ350社以上と意見交換を実施。 ● 2006年7月、経済産業大臣と産業界の有識者が参加した「特許戦略懇談会」が開催され、産業財産権の戦略的な取得・活用の在り方等に関し自由な意見交換を実施。 ● 効率的で安価な検索ツールやデータベースの提供については、特許電子図書館（I P D L）の機能追加等を実施。具体的には、2006年度には、審査書類情報の提供対象の拡大、検索項目の追加によるテキスト検索の際の入力機能の向上、審査経過情報へのアクセスの容易化、国内公報と外国公報（和文抄録）を同時に検索する機能の追加等	グローバル出願率は、2001年の17%から、2006年の23%へと増加したが、米国（46%）、欧州（60%）と比較すると、未だ低い状況。ただし、外国への出願数は2006年時点では日本、米国、欧州とも16.5万件前後（特許庁「特許行政年次報告書2008年度版」に基づき集計）でほぼ同水準。 第2期重点項目で指摘された取組は実施された。

	価な検索ツールやデータベースの提供を行うとともに、審査官の検索ノウハウの公開を促進する。	を実施。また、２００７年度には、全文テキスト検索機能を追加。 ● 審査官の検索ノウハウの公開については、特許審査官と同等のサーチ端末を工業所有権情報・研修館の公報閲覧室に１６台設置するとともに、検索エキスパート研修を工業所有権情報・研修館において実施。	
	審査周辺業務の合理化、先行技術調査の外注の拡充などの総合的取組により、業務の効率化に努めつつ、特許審査の迅速化を推進する。	● 企業における特許出願戦略を策定するに当たり参考となる情報として、２００６年度から特許行政年次報告書において出願件数上位２０社の出願件数、審査請求件数、海外出願比率、特許率等の出願・審査請求関連情報を公表。 ● ２００４～２００８年度まで、任期付き審査官を約５００名採用、通常審査官を４５名増員。 ● ２００４年度の先行技術調査機関の登録制度を施行により、特許庁が先行技術調査を外注できる先行技術調査機関を拡大（２００３年度１機関→本年度８機関）するとともに、外注件数を拡大（２００３年度１６．０万件→２００７年度２１．３万件）。また、審査官に対する検索結果の報告を検索者が口頭でおこなう対話型外注（通常の外注より審査効率が高い）の割合を、２００４年度の７３％から、２００５年度以降８０％へと増加。 ● ２００６年度に１年間の期限付きで、審査着手前の出願取下げ・放棄時の審査請求料を全額返還（２００６年８月から２００７年９月の末取下げ・放棄件数：２４０８７件、対前年同期比約３倍）。	一次審査件数は着実に伸び（２００７年度：約３２万件、対２００３年度比：約１４０％）、２００７年度の審査待ち期間を２８．３月にとどめたものの、２０１３年に審査待ち期間を１１ヶ月とするとの目標達成のためには、取組の強化が必要。資料２「２．（１）②知的財産の権利付与の迅速化」において今後の取組の方向性について検討。

（以上）